

(第17号議案)

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和元年政令第15号)が令和元年6月1日から施行され、投票管理者の交替制に関する規定が整備されたことに伴い、投票管理者等を交替制により選任した場合における報酬の支給を規定するほか、所要の規定を整備する必要がある。

2 改正の内容

(1) 投票管理者等の交替制における報酬額に係る規定整備

投票管理者又は投票立会人(期日前投票を含む。)が、交替して職務を行うこととする場合には、報酬額に職務時間数を乗じ、これを投票所を開く時刻から投票所を閉じる時刻までの時間数で除して得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を支給する。

(例1) 当日投票所の投票管理者又は投票立会人の職務時間が7時から13時30分までの場合

- (ア) 投票管理者:  $19,000円 \times (6.5時間 / 13時間) = 9,500円$
- (イ) 投票立会人:  $15,000円 \times (6.5時間 / 13時間) = 7,500円$

(例2) 期日前投票所の投票管理者又は投票立会人の職務時間が8時30分から14時15分までの場合

- (ア) 投票管理者:  $17,000円 \times (5.75時間 / 11.5時間) = 8,500円$
- (イ) 投票立会人:  $13,500円 \times (5.75時間 / 11.5時間) = 6,750円$

(2) 更正決定等選挙会における選挙長等の報酬額に係る規定整備

中野区選挙管理委員会が管理する選挙につき、更正決定又は繰上補充に係る選挙会(以下「更正決定等選挙会」という。)を開く場合における選挙長及び選挙立会人の報酬額は、更正決定等選挙会ごとに次に掲げるとおりとする。

- (ア) 選挙長 6,000円
- (イ) 選挙立会人 5,000円

(参考) 更正決定等選挙会以外の場合(選挙ごとの定額)

- (ア) 選挙長 19,000円
- (イ) 選挙立会人 15,000円

3 施行時期

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり。

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略)</p> <p>(報酬の額等)</p> <p>第2条 <u>選挙長等の報酬の額は、選挙又は投票ごとに別表に定めるとおりとする。ただし、2以上の選挙又は投票を同時に行う場合においては、1の選挙又は投票の選挙長等の報酬の額を超えることができない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、中野区選挙管理委員会が管理する選挙における当選人の更正決定又は繰上補充に係る選挙会（以下「更正決定等選挙会」という。）を開く場合における選挙長及び選挙立会人の報酬の額は、更正決定等選挙会ごとに次に掲げるとおりとする。ただし、2以上の更正決定等選挙会を同じ日に開く場合においては、1の更正決定等選挙会を開く場合における選挙長及び選挙立会人の報酬の額を超えることができない。</u></p> <p>(1) <u>選挙長 6,000円</u></p> <p>(2) <u>選挙立会人 5,000円</u></p> <p><u>3 選挙長等に事故があり、又は選挙長等が欠けた場合において、あらかじめ選任された代理者がその職務を執行したときは、前2項に定める当該職務の報酬を支給することができる。</u></p> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>別表 別紙のとおり</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(報酬の額等)</p> <p>第2条 <u>前条に規定する者の報酬の額は、選挙又は投票ごとの定額とし、別表の定めるところによる。ただし、2以上の選挙又は投票を同時に行う場合においては、1の選挙又は投票の選挙長等の報酬額を超えることができない。</u></p> <p><u>2 選挙長等が事故又は欠けたときあらかじめ選任された代理者がその職務を執行した場合は、前項に定める当該職務の報酬を支給することができる。</u></p> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>別表 別紙のとおり</u></p>

改正案

現行

別表(第2条関係)

別表

選挙長等 選挙等の別	選挙長	開票管理 者	投票所の 投票管理 者	期日前投 票所の投 票管理者	選挙立会 人	開票立会 人	投票所の 投票立会 人	期日前投 票所の投 票立会人
国が管理 する選挙 又は投票	—	19,000円	19,000円	17,000円	—	15,000円	15,000円	13,500円
都が管理 する選挙 又は投票	—	19,000円	19,000円	17,000円	—	15,000円	15,000円	13,500円
区が管理 する選挙 又は投票	19,000円	19,000円	19,000円	17,000円	15,000円	15,000円	15,000円	13,500円

選挙長等 選挙等の別	選挙長	開票管理 者	投票所の 投票管理 者	期日前投 票所の投 票管理者	選挙立会 人	開票立会 人	投票所の 投票立会 人	期日前投 票所の投 票立会人
国が管理 する選挙 または投 票	—	19,000円	19,000円	17,000円	—	15,000円	15,000円	13,500円
都が管理 する選挙 または投 票	—	19,000円	19,000円	17,000円	—	15,000円	15,000円	13,500円
区が管理 する選挙 または投 票	19,000円	19,000円	19,000円	17,000円	15,000円	15,000円	15,000円	13,500円

備考 2人以上の投票所の投票管理者又は2人以上の期日前投票所の投票管理者が交替して職務を行うときは、この表に定める報酬の額にその者が職務を行うべき時間数を乗じて得た額を当該投票所又は当該期日前投票所が開いている時間数で除して得た額(当該額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)を報酬の額とし、投票所の投票立会人又は期日前投票所の投票立会人が当該投票所又は当該期日前投

票所が開いている時間の一部について投票に立ち会うときは、この表に定める報酬の額にその者が投票に立ち会うべき時間数を乗じて得た額を当該投票所又は当該期日前投票所が開いている時間数で除して得た額（当該額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）を報酬の額とする。